

2020年7月31日

博物館明治村

新型コロナウイルスによる臨時休村に伴う 各種チケット・住民登録更新のお取扱いについて

博物館明治村は、新型コロナウイルスの感染予防・拡散防止の観点から、4月11日（土）～5月15日（金）まで臨時休村いたしておりましたが、5月16日（土）より開村しております。

臨時休村及び感染防止策に伴う、各種チケット・住民登録票のお取扱いは下記のとおりとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

○のりもの券

- ・村内乗物の乗車人員制限に伴い、「のりもの1日券」の販売は、当面の間、中止いたします。
- ・S L・市電の運行日は、「S L・市電1日券」を販売いたします。ただし、S L・市電とも、乗車人数制限に伴い、ご希望の便にご乗車できない場合がございますので、ご了承の上、ご購入をお願いいたします。

○各種割引券・割引クーポン券類

- ・券面記載等の有効期間とさせていただきます。
有効期間延長のお取扱いはいたしませんのでご了承ください。

○住民登録票

- ・有効期限が2020年5月16日～2021年6月30日の住民登録票をお持ちの方は、有効期限の2か月後の同日まで、有効期間を延長いたします。
（例）2020年8月20日が有効期限の住民登録票をお持ちの方は、2020年10月20日まで、有効期間を延長。
- ・延長期間中に住民登録を更新される場合、更新後の有効期間は、更新日の翌日から1年間といたします。（住民登録票に記載の有効期間内に更新される場合は、通常通りの取扱いです。）

※住民登録票に関する上記取扱いは、2020年の新型コロナウイルス影響による臨時休村に伴う特例扱いとさせていただきます。

以上